

第2回 福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会での意見等に対する回答

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン
全体的な意見							
1		-	SDGsの各目標の狙いや意味は、その文章や略称・アイコンだけでは伝わりにくい面があるため、それぞれに複数あるターゲットから理解する必要がある。アウトカムたる17目標の達成に向けた実現手段(アウトプット)としての169のターゲットレベルで基本計画を再定義してはどうか。	県労福協で実施した「2020年度 勤労者・福祉政策等に関する要請書」にて、「県の戦略や方針について、国連が定めた持続可能な開発目標SDGsの17の目標の要素を最大限反映する具体的な施策として検討すること」との項目があり、それに対して企画調整部 復興・総合計画課からの回答は、「新年度からの次期総合戦略や令和3年度を始期とする新たな総合計画に位置づける施策については、SDGsの理念に沿ったものとするよう策定作業を進めております」とのことであった。	佐藤一夫委員	御意見を踏まえ、消費者施策の各取組がSDGsの理念に沿ったものであることを明確にするため、各施策がどの目標に関連しているかを表記することを検討します。	啓発
2		-	意見の聴取については審議会委員のみではなく、HPや役所等を活用し、県民から自由に意見を募集し、県民の声をもっと取り入れていくとさらに良いと思う。		永瀬大紀委員	令和3年夏頃にパブリックコメントを実施する予定です。県民の皆様から御意見等を募集し、提出のあった御意見については検討の上、反映させます。	啓発
3		-	各大学や専門学校、高校などの学生にも、それぞれの発達段階に応じた視点からの消費者行政への意見をもらうなど、もっと多面的な視点で計画の作成に取りかかってもよいのではないかと。		永瀬大紀委員	今後の消費者教育に関する取組の参考とさせていただきます。	啓発
4		-	県民が読んで「福島の消費社会はますます発展している」、他県からも「そのような素晴らしい取組みを行っている」などと、肯定的にとらえてもらえるような情報や取組みをもっと記載してもいいと思う。		永瀬大紀委員	御意見として承ります。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン
第1 計画の基本的な考え方							
5	3	1 計画策定の趣旨	-	概念上「消費者施策」と「消費者政策」を使い分けていないのであれば、「消費者施策」に表記を統一した方がよい。		菅野昌史委員 御意見を踏まえ、記載を修正します。	啓発
第2 消費者を取り巻く現状と課題							
6	5~	1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化	-	消費者を取り巻く現状を見ると、全てが右肩上がりである。刻々と変化する社会状況・環境になかなか自分も含めて追いついて行けない状況である。課題は多いと感じた。		中根まり子委員 御意見として承ります。	啓発
7	11	〃	(5) グローバル化の進展	在日外国人への支援について、相談制度等を整えることも大切だが、それ以前に、日本在住の外国人が主体的にこれらの消費者問題に向き合えるようにする、問題に巻き込まれないように予防する体制作りが大前提にあるため、この内容だけでは「グローバル化の進展」への対応は不十分ではないか。		永瀬大紀委員 御意見を踏まえ、関係機関と調整の上、修正を検討します。	啓発
8	12	〃	(6) SDGs (持続可能な開発目標)の採択	自立した消費者になるためには「エンカル消費」に関する教育が今後必須になるとされる。具体的な計画が必要ではないかと思う。		加藤亮委員 御意見を踏まえ、関係機関と調整の上、今後の取組を検討します。	啓発
9	12	〃	〃	チラシを作成して配布するだけでなく、言葉を通して伝えることが大切だと思う。 17項目ごとに要点をまとめた「紙芝居」を作成し、講座で活用する。 講座ではそのテーマに合ったものを活用して重点的に説明ができる(17項目全部の説明となると時間の関係もあると思う)		渡邊律子委員 17の目標のうち、消費者施策に関連する部分について、分かりやすい手段で出前講座等で説明することに努めます。	啓発
10	12	〃	〃	17項目の各項目の中に169もの詳細な事項をまとめた冊子やツールが必要。高齢者にも読みやすい(文字を大きく)冊子等を作成してほしい。		高橋恵子委員 17の目標のうち消費者施策に関連する部分については、計画の中で分かりやすく表記するとともに、消費生活情報紙等の広報媒体により、適宜分かりやすく具体的に説明してまいります。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン	
11	14	〃	(8) 原発事故に伴う食の安全・安心の確保	第1段落7行目「また、福島県海域における水産物については、現在、出荷制限指示は全て解除となっています。」という部分について、クロソイの放射性物質検出値のニュースもあり、今後もなお流動的かと思うので注意を要すると思料する。		磯崎泰三委員	策定までの間に状況の変化等があった場合は適宜文言の修正を行います。	企画
12	18	2 福島県における消費生活相談の現状	(2) 消費生活相談の状況(県受付分)	「ア 性別等」について、なぜ相談状況を分析する上で、性別で分け隔てる必要があるのか。また、「性別等」という言葉がよく分からず、「男性」「女性」に対して、「その他(団体・不明等)」が、全く別次元のように扱われているような気がして、性別を故意に選択しなかった方がこの資料を見れば、あまり良い印象は受けないと思う。		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、記載を削除します。	啓発 相談
13	22	〃	(4) 新型コロナウイルス感染症関連の相談(県受付分)	コロナ関連の相談は、これまではマスクの入手に関するものが多かったようだが、今後はワクチンや治療に関する詐欺なども増えると予想されるため、注意喚起が必要と思う。		加藤亮委員	ワクチンや治療に関する詐欺の発生など、社会情勢の変化に応じ、随時注意喚起してまいります。	啓発
14	22	〃	〃	コロナ禍、高価かつ粗悪なマスクを購入せざるを得なかった。今でも地域の方々は、高齢な方ほどマスク、消毒液を過分なほど備蓄している。日々の県の発表内容が、市町村名、年代、性別、人数のみなので、不安が倍増され爆買いしている。個人情報もちろん大切であるが、発表内容をもう少し工夫し、変えられないだろうか。		高橋恵子委員	御意見として承ります。	啓発
第3 基本理念								
15	24	2 本計画において目指すべき社会の姿等	(1) 消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援	「消費者の8つの権利」について、日本語が不自然な項目がいくつかあるように感じる。「教育を受けられる権利」→「教育を受ける権利」など。		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、記載を修正します。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン	
16	24	〃	(3) 消費者の年齢その他の特性への配慮	「その他の特性」という用語を人間に対して使うと、マイノリティや障害に対して特別視をするような用語の印象を受けるため、「個別性」や「多様性」に応じた、など、もう少しインクルーシブ的な表現に統一した方がより良くなるのではないかと。「特性」という言葉が適切なワードであるかももう一度検討願う。		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、「(3)消費者の個別性・多様性への配慮」に修正します。また、本文中の「年齢その他の特性」を「個別性・多様性」に修正します。	啓発
17	24	〃	〃	「その他の特性」の部分にLGBT・性的マイノリティに関連する内容を入れるとよりよいと思う。		永瀬大紀委員	LGBT・性的マイノリティに関連する内容は「多様性や多様な価値観に配慮した」に包含されています。	啓発
18	25	〃	(4) 環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮	MSC認証の記載箇所にASC・MEL認証を追記してもよいのではないかと。		伴多恵子委員	御意見を踏まえ、付属資料として認証ラベル及び認証基準等を紹介するコラムの掲載を検討します。	啓発
19	26	3 本計画における基本理念	-	自立した消費者になるためには「エンカル消費」に関する教育が今後必須になるとされる。具体的な計画が必要ではないかと思う。【再掲】		加藤亮委員	御意見を踏まえ、関係機関と調整の上、今後の取組を検討します。	啓発
20	26	〃	-	基本理念を考えると、どれだけ個々の思いや行動に入っていけるか、その方法は？と思う。取組の柱の防止と救済、そして教育が大変重要!!		中根まり子委員	御意見として承ります。	啓発
第4 施策の展開								
21	27~	-	-	現況値と目標値が何の値を示しているのかが分かりづらい。例えば、33頁の「95店舗から99店舗以上」に関しては、何年から何年の間に95店舗立ち入り検査をしたのか、目標値が99店舗ということは6年間で残り4回だけやればよいのか・それとも6年間で99店舗をやるのか。また、35頁では、55回から40回以上と減っており、もう目標が達成されているのではないかとなどの疑問が生じる。もう少し詳しく記載願う。		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、疑義が生じないよう修正します。	啓発 企画 相談

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン	
22	30	1 消費者被害の防止と救済	(4) 関係機関等との連携	11頁でグローバル化の進展が挙げられ、外国人住民からの相談等への対応の必要性が記載されているが、30頁では国際交流協会との連携が挙げられているのみで、グローバル化への対応が埋もれているように感じた。消費者の特性への配慮の中には外国人住民も含まれており、施策においても、外国人住民への対応は念頭に置かれているものと思料するので、27頁以下の「第4 施策の展開」のどこかで、外国人住民に対する対応をもう少し明示的に謳ってもよいかと思う。		磯崎泰三委員	御意見を踏まえ、関係機関と調整の上、修正を検討します。	啓発 相談
23	30	〃	〃	「施策の方向」には「国、市町村、消費者団体、事業者団体等と連携」という記載があるが、「具体的な取組」には、弁護士会等の団体が登場する一方で、消費者団体の記載がなく、前後の表現で若干統一感がない印象を受けた。		磯崎泰三委員	御意見を踏まえ、「具体的な取組」に「適格消費者団体との連携」を加えます。	相談
24	34	2 安全・安心な消費生活の確保	(4) 地域での見守り体制の整備	消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率で、現況値が0%なのは、現在は市町村には1つも無いということか。		伴多恵子委員	令和元年度についてはお見込みのとおりです。今後、計画策定までの間に現況値を令和2年度に時点修正する際には、0.3%となる見込みです。	企画
25	34	〃	〃	地域での見守り体制は、行政区長はもとより各地区にいる民生・児童委員の方々を大いに活用してはどうか。		中根まり子委員	市町村における消費者安全確保地域協議会は、民生・児童委員の参画も想定されています。その設置推進により、地域での見守り体制づくりを進めてまいります。	企画
26	35	3 震災からの復興に向けた取組	(1) 食の安全・安心の推進	「食と放射能に関する説明会」は、参加者への告知をどのように行ったのか。(ポスター掲出、ウェブサイト告知等)		伴多恵子委員	関係団体への開催案内通知、HP告知、テレビ・ラジオ・機関誌を利用した告知を行いました。	企画

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン
27	37	〃 (3) 食に関する風評払拭の取組	食に対する風評払拭の取組は極めて重要な取組であるが、消費生活条例第6条第1項が「県民の消費生活の安定及び向上に関する施策」と規定していることから、県外の消費者に対する取組を施策として含むことに若干違和感がある（生産者の供給安定が県内消費の安定につながるとの理解でよいか）。		磯崎泰三委員	県内外を問わず、消費者からの安全・安心に対する評価の高まりが福島県産品ブランドの定着につながり、ひいては生産者の供給安定及び県内消費の安定につながると考えています。	企画
28	37	〃	〃 「具体的な取組」について、各地の消費者への取組は生産者だけの問題ではないため、生産者にだけ負わせるのではなく、せつかく県や国がバックアップして取り組んでいるのだから、生産者は交流や思いを語り、県や国は検査結果を数値で発信するといった2本立てで取り組むことにより、安心、安全を消費者に分かってもらえるかと思う。		北原康子委員	モニタリング検査の結果等は、県HPで随時公開しています。また、県外派遣事業では、生産者の話以外にも冒頭で県の状況を説明しており、モニターツアーでは、行程に県の施設や検査場を組み込んでいるため、そこで県の状況についても説明しています。顔の見える関係がとても大事で、直に会って話すことで安心感が伝わるため、生産者の話が風評払拭には一番効果があると考えています。	企画
29	38	4 消費者教育の推進 (1) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進	「その他の特性」という用語を人間に対して使うと、マイノリティや障害に対して特別視をするような用語の印象を受けるため、「個性」や「多様性」に応じた、もう少しインクルーシブ的な表現に統一した方がより良くなるのではないかと。「特性」という言葉が適切なワードであるかももう一度検討願う。【再掲】		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、「特性」を「個性・多様性」に修正します。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン	
30	38	〃	〃	出前講座の実施回数の目標値50回以上は、かなり不十分な数字と感じる。また、ここに記載の3つの指標だけでは、消費者教育の推進についての達成具合が十分にはかれず、評価が困難である。出前講座数の指標のみではなく、子ども達が取り組む消費者問題に関する制作物や発表等の内容や、話題の傾向、子ども達の消費者に関する交流会への参加人数、SNSのハッシュタグの投稿数など、もっと具体的な取組みとともに、確実に「消費者教育が効果をもたらしている」と断言できる指標にかえていくべき。		永瀬大紀委員	出前講座については、市町村や関係団体等、様々な実施主体が実施しており、本計画では県実施分の目標値を50回以上としています。 指標については、消費者に関する交流会への参加人数やSNSのハッシュタグの投稿数など、数値化が可能な指標の追加について今後検討してまいります。	啓発
31	38 39	〃	(1) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進 (2) 若年者への消費者教育の充実・強化	施策の方向の「情報が広く行きわたるよう」について、情報という言葉がとても大まかで分かりにくい ため、もう少し具体的に記載した方が良いと思う。		永瀬大紀委員	御意見を踏まえ、「情報が」「消費者教育に関する情報が」に修正します。	啓発
32	38 39	〃	〃	取組が受け身的なものばかりであるため、「主体的・対話的で、深い学び」が基盤にある現代の教育方針に沿った消費者教育となるよう見直してほしい。 具体的取組みとしては、子供たちによる消費者問題に関する情報発信の場や会を設ける、消費者問題について参加者で自由に意見交換ができるカフェ等の開催、消費者生活審議委員会と子供たちとの意見交換会など、もっと子供たちの「主体的・対話的で深い学び」に視点を変えた具体的取組みにしていことが大切であると思う。	文部科学省の新学習指導要領	永瀬大紀委員	「子供たちの主体的・対話的で深い学び」につながる取組として、「食と放射能に関する説明会」において、子供たちが実際に機器を使用し身近なものの放射線を測って学びを体感するなど、実験やグループワーク等を活用した取組を行っています。 なお、学校における消費者教育について、県教育庁と連携し、子供たちや若者が消費者問題へ関心を持ち、主体的に学ぶことができる取組を検討してまいります。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン	
33	38 39	〃	〃	SNSを活用した情報発信・LINE公式アカウントによる情報発信についても上記と同様、福島の消費生活に関する情報を行政側から一方的に流すのではなく、子ども達・若者側から情報を発信してもらうことがとても大切である。 消費者問題に興味を持ち、自分事として捉えてもらえるよう例えばtwitter等で、「#消費革命 Fukushima」などとハッシュタグをつけて、消費者問題に関する思いや願い、理想像などを、期間限定で、色んな世代に投稿してもらうイベントを開催したり、インスタ等でも「#福島の消費者問題」などと、ハッシュタグをつけて、様々な画像や思い等を発信してもらう等である。		永瀬大紀委員	今後、学校における消費者教育の取組を県教育庁へ確認するとともに、参加型の消費者教育事業の取組について検討してまいります。	啓発
34	41	〃	(4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供	幼稚園・保育所等に出向き、子と親と一緒に参加できる出前講座を開催する。 その年齢層に合った理解できそうな項目の紙芝居を利用して実施する。親も子も同じ目線で実感でき、自分の周りの環境や状況についてそれなりに意識を持つのではないかと考える。 低年齢層にも広報・周知ができるのではないかと考える。		渡邊律子委員	御意見を踏まえ、様々な層に対応できるよう、出前講座における手法を検討します。	啓発
第5 計画の推進体制と進行管理								
35	43	-	-	連携する機関・団体の図に、本文中で何度か言及されている「法テラス」を含めてもよいのではないかと考える。例えば「関係機関・団体」のところ、弁護士会、司法書士会の下に追加してもよいのではないかと（スペースを考えると、「事業者団体」があるので、「事業者」は削除してもよいと思う）。		菅野昌史委員	御意見を踏まえ、記載を修正します。	啓発

No.	該当頁	事項・項目等	意見等	理由または根拠等	提出者	回答	担当ライン
その他の意見、連絡事項等							
36	-		最近、コロナ禍、医療に対して、高齢者を狙った色々な面の振り込め詐欺事件が多い。対策的には、詐欺に遭わないように高齢者の皆さんにテレビ（NHK）で放送されていることを見てほしいことと、すぐに家族や警察に連絡するようにしてほしい。		和田秀子委員	御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行に乗じた悪質商法や詐欺の未然防止及び被害拡大防止のため、県警や関係機関と連携し、啓発や地域の見守りネットワークづくりに取り組んでおります。御意見を踏まえ、関係機関とのさらなる連携や効果的な取組を検討してまいります。	啓発
37	-		問題解決や安全面のみでなく、ジェンダーや年齢、障害の有無等にとらわれず、誰もが自由に消費選択を行えるといった、文化的視点や選択の自由等の項目を取り入れてもよいのではないかと。例えば、女性が男性向けの商品を購入したり、男性が女性向けの商品を購入するなど、性別にとらわれずより自由に商品を購入できる文化であったり、公式の会合等で自由な服装の選択など、社会規範にとらわれない表現の文化など、それぞれに異なる消費文化があることをもっと認識することが必要。		永瀬大紀委員	23頁2(1)内「取引に際しては、～となるよう目指します。」に包含されています。また、24頁2(3)を修正し、個性・多様性への配慮についても記載することとしています。	啓発
38	-		条例について、消費者や県民が、アクセスしやすくする方法、目に触れる機会を多くする方法を考えることが必要だと思う。		高橋恵子委員	御意見を踏まえ、HPの構成を改め、必要な情報にアクセスしやすいものとします。	啓発
39	-		生産者でもあり消費者でもある私たちである。安全な農作物生産に取り組んでいくのでよろしく願う。		中根まり子委員	引き続き、生産者の取組等を効果的に発信してまいります。	啓発
40	-		素案等よくできていると思う。施策の展開についても具体的にあり支援対策が良いと思った。施策の中にある取組、実施支援が大事だと思う。		追分富子委員	引き続き、具体的な取組や支援を行ってまいります。	啓発